

奈良県雇用予定型デジタルリスティング事業業務委託に係る質問に対する回答

No.	質問事項	回答
1	【仕様書】 ・P2 (2)業務内容について ②雇用予定型訓練の受講者の募集・選考 過去実施年度での受講生は対象になりうるか？	過去実施年度の受講生も、雇用予定型訓練の受講者募集・選考の対象として差し支えありません。
2	【仕様書】 ・P4 ⑤(イ)対象者について 奈良県在住者は、奈良県にお住まいの方であればOKか？(その際の確認は必要か？)	奈良県内の事業所等に就職を希望する求職者であれば、居住地は問いません。
3	【仕様書】 ・P4 ⑤(ウ)オンラインによる人材育成研修について 1日6時間、1か月120時間とあるが、11月＝18日、1月＝19日、2月＝18日のため、1か月120時間に満たない月もあるが、最低での基準はあるか？	オンラインによる人材育成研修の時間は、1日6時間、1か月あたり120時間（演習含む）を標準としています。 日数の違い等により多少の誤差が生じることは問題ありませんが、できるだけ標準時間に近づけるよう努めていただきます。 なお、状況等により大きく変動する場合は、その都度、奈良県と協議のうえ調整いたします。
4	【仕様書】 ・P5 ⑤(オ)企業実践訓練に要した人件費の一部負担額請求について 企業から徴収する実戦訓練を受講する者の人件費の一部負担額(5万円)について、予算額に含まれるのか？	企業実践訓練に要した人件費の一部負担額（1か月あたり5万円）につきましては、受入企業から本事業の受託者に支払われるものであるため、県との契約金額には含まれません。
5	【仕様書】 ・P5 ⑤(カ)企業実践訓練(2か月)の内容及び時間について ①1月以降は、紹介予定派遣期間が2か月未満になることが想定される。 企業・訓練生の双方が問題ない場合、短期間での訓練期間で契約締結は可能か？ ②2か月の紹介予定派遣期間だが、双方OKの場合、契約短縮の上、直接雇用に移行しても良いか？	① その都度、奈良県と協議のうえ調整いたします。 ② 企業及び受講者の同意があれば、そのような対応も排除されるものではありませんが、原則として紹介予定派遣期間は2か月としています。 ※紹介予定派遣の実施にあたっては、「労働者派遣法（正式名称：労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律）」に基づき、適正な手続きをお願いいたします。